

茨木市立平田中学校

地震発生及び気象の警報が発生された場合の
緊急措置について（令和元年 7 月改訂）

地震発生時や台風による警報発令時の対応について、下記のように 7 月より茨木市教育委員会で規定の変更がありました。お手数ではありますが、以前配付した文書は破棄いただき、この改訂版を各家庭でよく見える位置に掲示していただくか、確実に保存してくださいますようお願いいたします。

1. 気象警報発令時の措置

気象情報において、警報等が発令された際、下記の措置とします。

○茨木市において「暴風警報」「特別警報（大雪・大雨・暴風・暴風雪）」が発表された場合

① 午前 7 時の時点で発表されている場合	自宅待機
② 午前 9 時までに解除された場合	第 3 時限目から始業
③ 午前 9 時の時点で解除されていない場合	臨時休校

（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令されている場合は、通常通り登校しますが、状況により臨時措置をとる場合もあります。）

○校区内の地域に、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」（警戒レベル 4）が発令されている時

① 午前 7 時の時点で発令されている場合	自宅待機
② 午前 9 時までに解除された場合	第 3 時限目から始業
③ 午前 9 時の時点で解除されていない場合	臨時休校

○校区内の地域に「避難準備・高齢者等避難開始」（警戒レベル 3）が発令されている時

原則として休業措置は取りませんが、状況に応じて臨時休校等の措置をとる場合もあります。その際は、学校のホームページ等でご連絡いたします。

※午前 9 時までに解除された場合は、弁当持参で登校させてください。（午後に授業がある場合のみ） また、9 時までに警報が解除された場合、当日の「給食」の提供はありませんので各ご家庭で昼食を準備してください。（朝 7 時の時点で教育委員会がキャンセルします。）
※登校後に暴風警報が発令された場合は、原則としてその時点で授業を中止して、通学路の安全や風雨の強さなどから判断し、帰宅（下校）の措置となります。
※新聞・ラジオ・テレビなどによる情報に照らし、各ご家庭で判断ください。
※緊急の連絡が取りにくくなりますので、学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。（ホームページ等をご確認ください。）

2. 地震発生時の措置

（1）大地震（震度 5 弱以上）が発生した場合	
①始業前の場合	臨時休校
②授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、もしくは集団下校の措置をとる）
③放課後の場合	部活動等の中止（状況により学校待機、もしくは集団下校の措置をとる）
（2）震度 5 弱未満の地震が発生した場合	
学校園施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを判断するので、臨時休校の連絡がない限り通常通り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なりますので、学校から連絡します。
※緊急時の措置の場合には、PTA 学級委員会・地区委員会などのご協力をお願いする場合があります。